

平成 2 3 年 度

財政援助団体等監査報告書

(伊那市社会福祉協議会)

伊 那 市 監 査 委 員

23伊監第66号
平成24年2月3日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 伊藤 泰雄 殿

伊那市監査委員

井上 富 男
加藤 正 光
柳川 広 美

平成23年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

目 次

第 1	監査の対象	1
第 2	監査の実施日	1
第 3	監査の手続及び着眼点	1
第 4	監査対象団体の概要	2
第 5	監査の結果	5

平成23年度財政援助団体等監査報告

第1 監査の対象

平成22年度、平成23年度における伊那市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に対する次の財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに保健福祉部社会福祉課（以下「社会福祉課」という。）及び保健福祉部高齢者福祉課（以下「高齢者福祉課」という。）の、同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

- (1) 監査対象 社会福祉協議会事務局運営費補助金
福祉活動専門員設置事業補助金
ボランティアセンター事業補助金
ふれあいのまちづくり事業補助金
福祉まちづくりセンター管理運営業務(指定管理者)
デイサービスセンター等管理運営業務(指定管理者)

第2 監査の実施期間

平成23年12月1日から平成24年2月2日まで
(説明聴取 平成23年12月19日)

第3 監査の手続および着眼点

社協の上記補助金及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の指定管理に係る事業（以下「指定管理」という。）の出納その他の事務の執行について、社協から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他の関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、社会福祉課及び高齢者福祉課の上記補助金及び指定管理に係る事務の執行について、社会福祉課及び高齢者福祉課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

- (1) 補助金の交付申請、実績報告等は適時、適正に行われているか。
- (2) 補助金に係る会計経理内容は適正か。
- (3) 補助事業が目的に沿って適正に行われているか。

- (4) 補助金の支出は適正に行われているか。
- (5) 補助金額及び交付方法は適正か。
- (6) 補助条件その他補助に関する契約内容は適正妥当であるか。
- (7) 内部監査担当者、及び監事が任命されているか。
- (8) 預金出納簿が適正に作成されているか。
- (9) 収入予算の執行状況は妥当か。
- (10) 収入の調定は適正に行われているか。
- (11) 支出予算の執行状況は妥当か。
- (12) 人件費の内容は妥当か。
- (13) 賃金単価は妥当か。
- (14) 物件費の契約金額、支出内容は妥当か。
- (15) 補助金、助成金等の支出はないか。
- (16) 施設の管理運営状況は良好か。
- (17) 施設の利用状況は良好か。
- (18) 指定の取り消しの必要はないか。

第4 監査対象団体の概要

1 総括的概要

社協は、平成18年3月31日の3市町村合併による新伊那市誕生後も旧市町村単位で活動していた、伊那市社会福祉協議会、高遠町社会福祉協議会及び長谷村社会福祉協議会が、平成18年10月1日に合併して発足した。

社協は、社会福祉法第109条に規定されている地域福祉の推進を目的とする団体であり、社会福祉法人である。社協は主に次の事業を行っている。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
(・介護保険事業・障害者自立支援事業・ふれあい相談センター・くらしの安心サービス・配食サービス等)
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
(・地域福祉推進事業(地域の社協活動を支援)・ボランティア・地域活動支援センター事業等)
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
(・社会福祉大会・ふれあい広場・ふくし伊那の発行等)
- (4) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
(・生活福祉資金の貸付・赤い羽根共同募金等)

2 組 織

(1) 役 員

会長 1 名、副会長 3 名、理事 16 名（会長及び副会長を含む）、
監事 2 名、評議員 34 名

(2) 職 員

事務局長 1 名
総務課 課長 1 名、職員 31 名
業務課 課長 1 名、職員 243 名

(3) 地区社協

市内の 9 地区と町部のうち千世帯を超える 4 つの区で合計 13
地区に地区社協を結成している。

(4) 地域社協

小地域ネットワーク事業の推進、地域住民の福祉意識の高揚と
「お互い様の地域づくり」を目指し、地区社協の下部組織として、
行政区単位に組織している。

区単位で組織化を進めており、平成 23 年 4 月 1 日現在、112
の地域社協がある。

3 財務状況

社協の平成 22 年度歳入歳出決算書によると、一般会計は収入総額
1,369,006,297 円、支出総額 933,058,524 円、差引残額 435,947,773 円
であった。

平成 22 年度 伊那市社会福祉協議会 一般会計 決算書（抜粋）

歳入決算	1,369,006,297 円
歳出決算	933,058,524 円
差 引	435,947,773 円

（単位：円）

経理区分名	収入決算額	支出決算額	差引残額	次期繰越活動 収支差額	前年度 次期繰越活動 収支差額	次期繰越活動 収支差額増減	備 考
事業名	A	B	A-B	①	②	①-②	
法人運営	249,020,820	169,470,380	79,550,440	90,570,517	89,720,702	849,815	
法人運営 (事務局運営費補助金)	213,940,863 (47,935,682)	134,579,942	79,360,921	90,380,998	89,516,083	864,915	
福祉活動専門員 (福祉活動専門員設置事業補助金)	10,115,091 (10,115,091)	10,115,091	0	0	0	0	
地域包括支援センター	23,993,447	23,993,447	0	0	0	0	
ホームヘルパー養成研修	971,419	781,900	189,519	189,519	204,619	▲ 15,100	
広報・啓発事業	2,025,511	2,025,511	0	0	0	0	
社会福祉大会	771,588	771,588	0	0	0	0	
広報事業 (ボランティアセンター事業補助金)	1,253,923 (1,028,000)	1,253,923	0	0	0	0	

(単位:円)

経理区分名	収入決算額	支出決算額	差引残額	次期繰越活動 収支差額	前年度 次期繰越活動 収支差額	次期繰越活動 収支差額増減	備 考
事業名	A	B	A-B	①	②	①-②	
地域福祉ネットワーク事業	27,996,457	27,996,457	0	224,698	376,580	▲ 151,882	
ボランティアセンター (ボランティアセンター事業補助金)	6,337,014 (6,336,014)	6,337,014	0	0	0	0	
相談センター (ふれあいのまちづくり事業補助金)	8,237,000 (7,887,000)	8,237,000	0	0	0	0	
地域福祉推進事業 (ふれあいのまちづくり事業補助金)	13,422,443 (3,217,000)	13,422,443	0	224,698	376,580	▲ 151,882	
生活支援事業	5,301,369	4,924,293	377,076	377,077	377,077	0	
日常生活自立支援事業	2,967,193	2,967,193	0	1	1	0	
生活福祉資金事業	2,334,176	1,957,100	377,076	377,076	377,076	0	
共同募金配分事業	11,591,227	11,591,227	0	400,024	99,583	300,441	
施設等管理事業	15,412,272	15,412,272	0	3,252,681	4,685,106	▲ 1,432,425	
ふれあい〜な管理 (指定管理委託料)	15,412,272 (14,572,072)	15,412,272	0	3,252,681	4,685,106	▲ 1,432,425	指定管理
在宅生活支援事業	54,141,128	54,141,128	0	19,416	183,783	▲ 164,367	
食の自立支援	11,604,062	11,604,062	0	0	1	▲ 1	
脳いきいき教室	28,103,713	28,103,713	0	19,416	183,782	▲ 164,366	
安心コール	449,194	449,194	0	0	0	0	
介護者リフレッシュ	689,323	689,323	0	0	0	0	
生活援助員派遣	3,648,310	3,648,310	0	0	0	0	
高齢者生活福祉センター (指定管理委託料)	7,180,861 (5,486,212)	7,180,861	0	0	0	0	指定管理
高齢者住宅(長谷)	1,123,665	1,123,665	0	0	0	0	
筋力向上トレーニングフロア教室	1,342,000	1,342,000	0	0	0	0	
障害者生活支援	65,696,844	65,696,844	0	374,587	817,185	▲ 442,598	
障害者総合支援センター	58,033,644	58,033,644	0	374,587	806,475	▲ 431,888	
地域活動支援センター	7,663,200	7,663,200	0	0	10,710	▲ 10,710	
介護保険事業	937,820,669	581,800,412	356,020,257	383,583,236	363,295,096	20,288,140	
介護保険総務	12,718,593	12,718,593	0	11,311,667	15,000,642	▲ 3,688,975	
居宅介護支援	134,147,853	64,736,635	69,411,218	69,425,626	64,240,355	5,185,271	
訪問介護(伊那)	117,284,169	83,935,602	33,348,567	34,470,585	37,519,348	▲ 3,048,763	
訪問入浴事業	61,415,210	16,921,627	44,493,583	44,849,947	40,674,507	4,175,440	
デイサービスみその園 (施設使用負担金)	119,754,566 (5,057,000)	90,538,122	29,216,444	33,930,936	28,548,356	5,382,580	指定管理
デイサービス春富ふくじゅ園 (施設使用負担金)	136,927,982 (9,180,000)	83,698,841	53,229,141	56,974,737	59,854,332	▲ 2,879,595	指定管理
訪問介護(高遠)	48,035,492	39,340,737	8,694,755	8,694,757	10,400,710	▲ 1,705,953	
デイサービスくつろぎの家 (施設使用負担金)	101,964,152 (6,544,000)	61,276,740	40,687,412	43,881,937	43,855,120	26,817	指定管理
デイサービスやすらぎ (施設使用負担金)	39,507,088 (2,459,000)	36,992,606	2,514,482	3,111,505	1,159,794	1,951,711	指定管理
短期入所やすらぎの家 (施設使用負担金)	36,347,489 (812,000)	31,027,314	5,320,175	5,320,175	3,490,262	1,829,913	指定管理
短期入所みその園	74,326,732	29,992,651	44,334,081	46,840,965	38,714,031	8,126,934	指定管理
短期入所春富ふくじゅ園	55,391,343	30,620,944	24,770,399	24,770,399	25,170,632	▲ 400,233	指定管理
デイサービスみすず園	0	0	0	0	▲ 5,332,993	5,332,993	指定管理
計	1,369,006,297	933,058,524	435,947,773	478,802,236	459,555,112	19,247,124	
(補助金 計)	(76,518,787)						
(委託料 計)	(20,058,284)						
(財政援助 計)	(96,577,071)						
(施設使用負担金 計)		(24,052,000)					

※ ()内は内数である。

※ 市からの補助金収入及び指定管理に係る委託料収入は、今回監査対象とした事業のみ表示している。

第5 監査の結果

監査の結果、上記補助金及び指定管理に係る、社会福祉課及び高齢者福祉課における交付等の事務及び社協における出納その他の事務について、次のとおり検討、改善等を要する事項が見受けられたので、社会福祉課及び高齢者福祉課においては必要な措置を講じられたい。

1 補助金交付事務について

景気の低迷による税収不足等により、市の財政状況は厳しい状況にある中で、社会環境の変化及び高齢化率の上昇に伴い、福祉行政の需要が増大している。限られた財源から補助金額を決定する際には、予算査定段階から補助金交付団体の事業計画や事業効果を分析した上で、その補助金が真に必要なものであるか精査する必要がある。

また、事業完了後の事業実績報告等を基にその効果を分析し、これからの市の福祉事業に有効であるか否かの検討が必要である。

平成22年度 監査対象補助金一覧表

(単位:円)

補助金名	交付決定額 (支出額)	確定額	差引返納額
社会福祉協議会事務局運営費補助金	49,953,000	47,935,682	2,017,318
福祉活動専門員設置事業補助金	14,472,000	10,115,091	4,356,909
ボランティアセンター事業補助金	11,377,000	7,364,014	4,012,986
広報事業	1,028,000	1,028,000	0
ボランティアセンター	10,349,000	6,336,014	4,012,986
ふれあいのまちづくり事業補助金	11,104,000	11,104,000	0
相談センター	7,887,000	7,887,000	0
地域福祉推進事業	3,217,000	3,217,000	0
計	86,906,000	76,518,787	10,387,213

- (1) 各補助金の交付申請書に社協の事業計画案が添付されていたが、それぞれの補助金がどの事業に該当するのか明記されていなかった。それぞれの補助金毎に具体的な事業計画書を添付すべきである。
- (2) 各補助金について、4月に交付申請・交付決定がされ、8月と12月の2回に分けて半額ずつ支払い、3月に精算・確定し、5月に返納されている。交付申請・決定は、予算要求の金額と同額で行われているが、補助対象経費の大半は人件費であり、年度当初には人員配置が確定し、12月には決算額がある程度見込めると考えられるにもかかわらず、全額を請求・支出し、結果的に1,000万円以

上の返納額が生じている。補助金の申請にあたっては、予算額に関わらず、真に必要な額で行うべきであり、年度途中で決算見込額を算定して請求するなど、返納額を最小限とし、確定時に金額を大幅に変更する場合は、実績報告書において理由を明記すべきである。社会福祉課及び高齢者福祉課は申請書や実績報告書の内容を十分精査し、次年度の予算要求の際に指導監督すべきである。

なお、補助金の予算査定時の精査及び返納額を最小限とすることは、平成17年度の財政援助団体監査報告書においても、合併前の旧社協、保健福祉部福祉課（当時）及び同部高齢者介護課（当時）に指摘していることから、確実な改善を図られたい。

- (3) 補助対象経費が明文化されていないため、事業費が減額変更されたにもかかわらず、市からの補助金額は変更されず社協の一般財源のみ減額変更された事業があった。補助金交付要綱を制定する等、補助対象経費を明文化により、予算査定の段階から精算までの書類を精査されたい。

具体的な事例としてボランティアセンター事業補助金（広報事業）は、社協報「ふくし伊那」の印刷費のうち5ヶ月分を補助するものである。交付申請・交付決定は、予算見積書と同じ1部あたり9.5円（税込）で23,000部印刷として行ったが、実際には1部あたり7.97円（税込）で24,000部印刷され、事業費が減となったにもかかわらず、実績報告書では、申請時と同部数で報告され、補助金額も精算されていない。

社協報「ふくし伊那」印刷製本費

(単位:円)

	1部あたり 単価 (税込)	印刷部数	補助対象 事業費	補助金額	共同募金 配分事業 支出分	印刷費計	印刷費の 5ヶ月分 の額
予算見積書	9.50	23,000	2,185,000	1,028,000	437,000	2,622,000	1,092,500
補助申請書	記載なし	記載なし	2,185,000	1,028,000	437,000	2,622,000	1,092,500
実績報告書	記載なし	23,000	1,147,608	1,028,000	1,147,608	2,295,216	956,340
実際の事業費	7.97	24,000	1,147,608	1,028,000	1,147,608	2,295,216	956,340

※ 太枠内は書類に記載されている事項

- (4) 平成14年度から施行された「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」によれば、派遣職員は専ら派遣先の業務に従事することから、原則として、派遣職員にはその派遣期間中の給与を支給してはならないとしている（派遣法第6条第1項）。市から社協への派遣職員の人件費は、社会福祉協議会事務局運営費補助金として全額が市から支出されている。伊那市補助

金等交付規則では特に規程はないが、派遣職員の業務は、市補助事業及び市委託事業以外の社協単独事業及び介護保険事業等の収益事業も併せて管理、運営業務を行っていることから、100%補助事業に従事しているとは考えられない。業務従事割合に応じた按分計算を行い、補助対象事業経費を適切に算出すべきである。

2 指定管理について

- (1) デイサービス等の指定管理施設においては、赤字施設と黒字施設が混在している。今後は更に同様の民間施設の増加による競争激化が予想されることから、各施設は運営状況分析等により土曜日及び日曜日の開設等を含めた利用者の需要に応えるサービスの検討を進めると共に、実利用者数に基づいた利用者定員の見直し等による職員配置の弾力的な運用により赤字を解消されたい。

併せて職場間及び職員間の業務量の平準化にも留意されたい。

- (2) デイサービス春富ふくじゅ園は、平成22年度に赤字を計上し利用者が減少傾向にあるが、平成23年度予算では、具体的な経営状況分析等が示されないまま介護報酬による収入増が見込まれている。年度間の利用者数の推移や、周辺施設の利用者の状況、介護認定者の増減も考慮しながら、堅実な経営を指導されたい。
- (3) デイサービスに係る指定管理者は、指名により社協を選定しているが、民間企業も参入している分野であることから、サービス向上のためにも公募による指定管理者の選定も検討されたい。
- (4) デイサービスみその園、短期みその園及びデイサービス春富ふくじゅ園に係る公の施設事業報告書に添付された社協の資金収支計算書と、社協決算書の数値が異なっていた。社協の事業報告後に決算数値が訂正されたことによるが、報告事項に変更が生じた場合は訂正を行うべきである。
- (5) 平成23年4月1日締結の「伊那市デイサービスセンター等の管理運営に関する基本協定書」の第14条において、「再委託の禁止」が規定され、清掃、警備等の個別業務を再委託する場合は市の承諾が必要とされているが、手続きが行われていなかった。再委託の内容について確認し、社協に対し指揮監督されたい。
- (6) 勤務表について指定管理施設ごとに異なった様式が作成され運用されている。このことは職員の異動時に混乱を招く恐れがあると共に、職員の勤務日数や勤務時間の把握が煩雑となるため、給与等の計算において誤りが生じる原因にもなる。様式及び記載項目等を統一し、事務の効率化を図られたい。
- (7) 指定管理施設における危機管理について、基本協定書第17条「緊急時の対応等」の規定に基づき緊急連絡網等は適正に整備さ

れているが、平成23年3月発生 of 東日本大震災による被害が示すとおり、発災時はどのような被害が発生するか予測不可能な面もあるため、あらゆる事態を想定し、避難場所も複数想定するとともに、定期的な訓練を実施されたい。

特にデイサービスにおける休日及び夜間対応については、平日より少ない職員数で対応することとなるため、災害以外の事故発生においても適切な連絡・避難等の初期対応が行える体制作りと職員教育に努められたい。

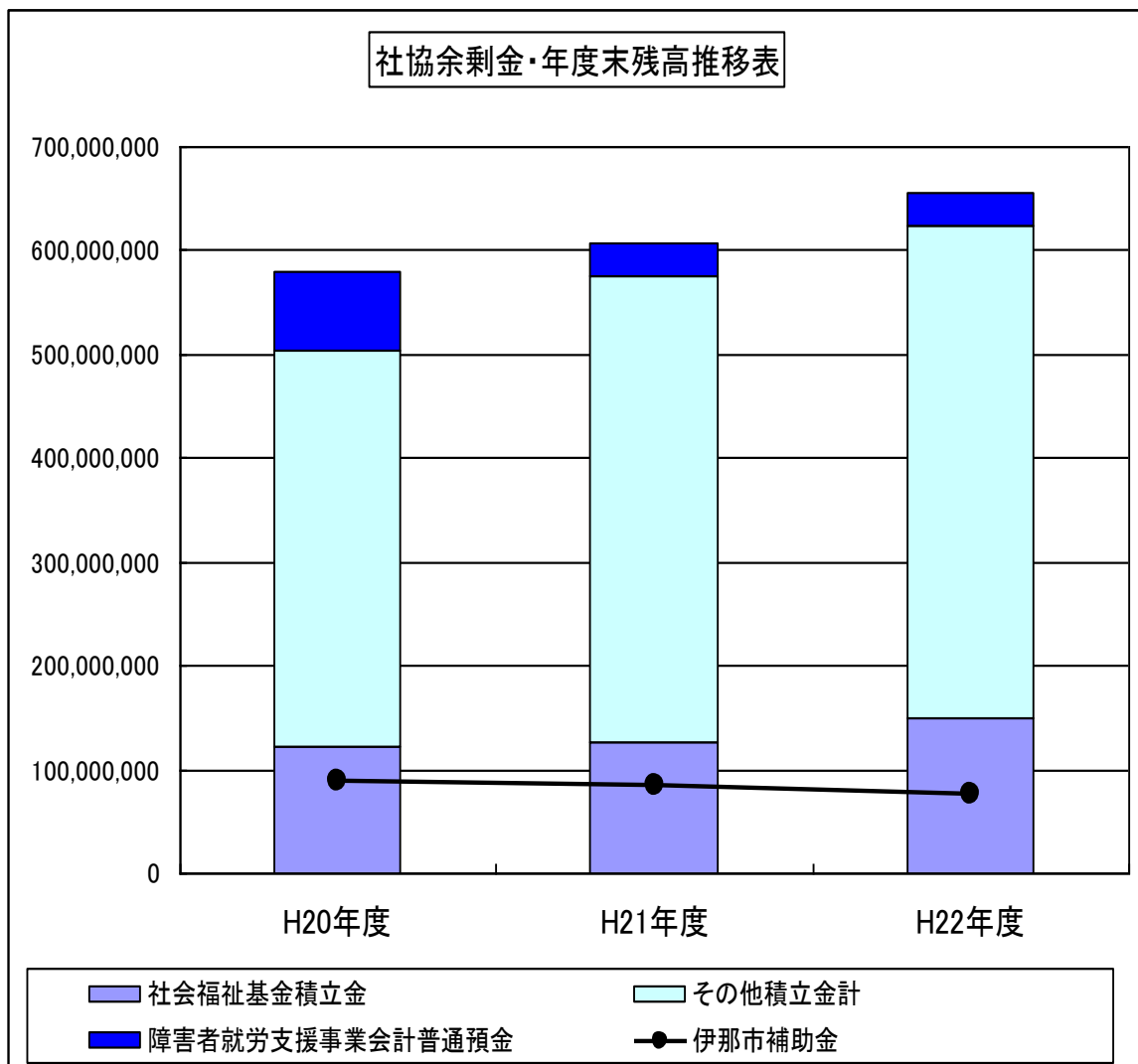
- (8) 昨今、福祉施設の利用者に対する金銭等管理サービスを悪用し、職員が着服する事件が報道されている。社協においてもくらしの安心サービス事業として金銭管理サービス、生活支援サービス、書類等預かりサービスを実施し、平成23年度からは上伊那成年後見センター事業も受託している。通帳及び印鑑等の管理、執行手順、確認方法等は適切に行われていたが、全職員が共通の認識を持ち適切な管理を行うためにも管理及び処理に関するマニュアルを作成されたい。
- (9) 経済状況の悪化や社会環境の変化に伴い、苦情・クレームの内容は多種多様化しており、その対応方法によっては問題が長期化・複雑化する場合がある。社協も「社会福祉法人伊那市社会福祉協議会福祉サービスの苦情解決に関する規程」を定め対応している。苦情・クレームへの対応は初期対応が最も重要であり、職員が同一の対応を取ることで未然に防ぐことも可能であることから、具体的なケース毎の対応方法や接遇時の注意点等を示したマニュアルの整備を検討されたい。

3 財産について

- (1) 次期繰越活動収支差額 478,802,236 円について、社協では新規事業への参入、事務所の耐震化以外の施設等の整備、資産の取得、基金の増額等具体的な方針や計画はなく、社会福祉課及び高齢者福祉課においても同様であることから遊休財産となっている。次期繰越活動収支差額は、介護保険事業に係る社協の経営努力によるものと推察されるが、一方で市から毎年相当額の運営費補助金を受けていること及び補助金額の確定において適正な精算が行われなかったことも影響していると考えられる。これらのことから次期繰越活動収支差額については、社会福祉課及び高齢者福祉課と社協だけでなく、財政課も含めて協議し、補助金の見直しを含めてその取り扱いを確定するよう努められたい。
- (2) 法人運営部門において運営費補助金として平成21年度は 50,672,363 円、平成22年度は 47,935,682 円が交付されているが、

平成21年度には35,820,610円、平成22年度には23,522,848円が積み立てられている。

積立金に関しては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知）において、本来、積立金は社協が独自に福祉施設を建設し維持運営を行う際に、安定的な同施設の維持・運営を目的として人件費、設備の修繕、備品の購入といった支出に備えるため、積立金として金銭等の準備を促したものであり、将来的な使用計画に基づき運用されるものと解すべきである。このことから、積立金及び預金については将来の使用計画からその額が妥当であるかを慎重に考慮し、計画的な積み立てを行うべきである。特に「輪っこ・コスモスの家」は社協の基本財産となったことから、今後は修繕費又は解体費の発生が見込まれるため、修繕積立金等の検討を行われたい。



社協余剰金・伊那市補助金推移表

(単位:円)

項 目		H20 年度	H21 年度	H22 年度
余剰金	社会福祉基金積立金	121,397,703	126,857,442	150,364,763
	減価償却分積立金	6,081,000	6,081,000	6,081,000
	運営資金積立金	50,015,793	50,027,082	50,032,514
	修繕積立金	15,000,000	15,000,000	15,000,000
	備品等購入積立金	17,069,872	17,095,046	17,105,141
	定期預金(一般会計)	0	200,000,000	250,000,000
	有価証券	0	30,324,408	30,324,408
	定期預金(障害者就労事業会計)	0	0	20,000,000
	一般会計普通預金残高	293,518,345	130,114,093	84,740,263
	小計(社会福祉基金除く)	381,685,010	448,641,629	473,283,326
	障害者就労支援事業会計普通預金	76,258,290	32,316,016	31,749,339
	合計	579,341,003	607,815,087	655,397,428
対前年度増減額			28,474,084	47,582,341
伊那市補助金		88,490,426	84,718,421	76,518,787

- (3) 社協運営の自立性を醸成する観点から、介護施設のベッドや暖房機器等の備品及び車両等の更新に関する社協が負担する範囲の拡大について、社会福祉課及び高齢者福祉課は社協と協議されたい。

4 その他

- (1) 平成22年度事業報告書において「介護保険事業は、制度開始後10年を経過し、利用者の意識の変化や民間事業者の参入が進み、より一層厳しい経営環境となりました。適性かつ効率的なサービス提供の継続に努めましたが、昨年度に比べ大半の事業所で延べ利用者数や利用回数が減となりました。市民に真に求められる事業所を目指し、今後改めて、介護従事者の専門性・資質の向上を進めながら、利用者へのより質の高いサービス提供に努めるとともに、事業経営環境の分析と、それに伴う改善等を早急に行うことが必要となっています。」と報告されているが、平成23年度事業計画及び予算書には該当する部分がないため社協に確認したところ、「現在分析を進めており、その結果を基に対策を講じる。」との回答があった。この結果については、役員、評議員、事務局だけでなく全職員が情報共有することで目標の達成に努められたい。また社会福祉課及び高齢者福祉課においてもその内容を確認し指導監督に努められたい。

- (2) 競合する民間施設が増加するなかで、社協の安定運営のためには職員給与の改善による優秀な人材の安定確保と定着化を図る必要がある。職員給与については経営状況を踏まえたうえで、地域の同業種の賃金水準、勤続年数、職種及び職責に応じたものにすることが適切であることから、「伊那市社会福祉協議会職員の給与に関する規程」「伊那市社会福祉協議会給与規程細則」及び「伊那市社会福祉協議会嘱託・臨時職員就業規則」の見直しも検討されたい。
- (3) 今後も福祉サービスのニーズは質的・量的にも増加することが予想され、社協も新たなニーズに速やかに対応するだけでなく、一定の質を確保することが求められることは明らかである。既に上伊那郡内でも、サービスの質の向上を図るため事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関から専門的且つ客観的な立場による評価を受けることで、個々の課題を具体的に把握し、併せて結果の公表により利用者への情報提供を行う民間施設が増えている。社協もこの制度の活用による質の高い福祉サービスの提供と利用者への情報提供による施設利用者の確保を検討されたい。